

県南広域振興局長告示第44号

特定猟具使用禁止区域の指定（平成19年県南広域振興局長告示第225号）で告示した藤沢町藤沢特定猟具使用禁止区域の区域の表示を次のとおり変更した。

平成28年4月1日

県南広域振興局長 堀 江 淳

変更後の藤沢町藤沢特定猟具使用禁止区域の区域の表示 一関市地内の国道456号と市道梅ヶ沢石合線との交点を起点とし、起点から国道456号を北東に進み市道杉ヶ崎線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道藤沢徳田線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道徳田金山線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道罫ヶ森新町線との交点に至り、同点から同市道を南に進み一般県道藤沢大籠線との交点に至り、同点から同一般県道を北西に進み市道大母2号線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道藤沢愛宕山線に通ずる山道との交点に至り、同点から同山道を南西に進み市道藤沢愛宕山線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道愛宕山下線に通ずる山道との交点に至り、同点から同山道を南西に進み市道愛宕山下線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み国道456号との交点に至り、同点から同国道を南に進み市道伏房3号線に通ずる農道との交点に至り、同点から同農道を北西に進み市道伏房3号線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道伏房線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道伏房線から前田川に合流する水路右岸との交点に至り、同点から同水路右岸を北西に進み主要地方道花泉藤沢線との交点に至り、同点から同主要地方道を北東に進み市道藤崎線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道大平細田線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道梅ヶ沢古川線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道梅ヶ沢1号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道梅ヶ沢石合線との交点に至り、同点から同市道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域